

和泉市 資料分類(令和8年4月1日現在)

大分類	中分類	小分類	関連する法令・例規	備考
特定歴史公文書	条例制定以前 引継公文書	平成23年市指定文化財 旧町村役場公文書	和泉市公文書の管理等に関する条例 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則 和泉市文化財保護条例	和泉市公文書の管理等に関する条例(令和6年条例第11号)の制定以前に、旧和泉市文書取扱規則第21条第6項の規定に基づき、文化財所管文書へ引き継がれた公文書のうち、平成23年に和泉市指定文化財に指定されたもの。
		秘書・広報関係 学校教育関係	和泉市公文書の管理等に関する条例 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則	和泉市公文書の管理等に関する条例(令和6年条例第11号)の制定以前に、旧和泉市文書取扱規則第21条第6項の規定に基づき、文化財所管部署へ引き継がれた公文書のうち、和泉市指定文化財に指定されたものを除くもの。
	条例制定以後 移管公文書	令和6年度移管分	和泉市公文書の管理等に関する条例 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則	和泉市公文書の管理等に関する条例(令和6年条例第11号)の制定以後に、同条例第8条第2項の規定に基づき、教育委員会以外の実施機関から教育委員会に移管された公文書又は同条第4項の規定に基づき、教育委員会において引き続き保存される公文書。
地域資料	個人・団体別資料群	中世黒鳥村文書	文化財保護法 大阪府文化財保護条例 和泉市文化財保護条例 和泉市いずみの国歴史館条例 和泉市いずみの国歴史館運営規則 和泉市物品及び物件に係る寄附採納事務取扱規程	市史編さん事業や施設運営の過程で寄贈又は寄託された資料群若しくは市域において調査された資料群。
		池辺家史料		
		山本彦左衛門家文書		
		杉浦家文書		
		赤井家資料		
		その他資料群		
	考古資料	マイ山古墳	文化財保護法 大阪府文化財保護条例 和泉市文化財保護条例 和泉市いずみの国歴史館条例 和泉市いずみの国歴史館運営規則	埋蔵文化財の発掘調査により出土した資料群。
		和泉丘陵の古墳 (ウトジ池4号墳を含む)		
		信太山丘陵の古墳 (目塚古墳を含む)		
		大野池古墳		
	惣ヶ池遺跡			
和泉市教育委員会 作成・取得資料	埋蔵文化財関係資料	和泉市公文書の管理等に関する条例 和泉市情報公開条例 和泉市いずみの国歴史館条例	教育委員会が作成し、又は取得した資料。	

(参考)関係条文の抜粋

和泉市いずみの国歴史館条例

(事業)
第3条 歴史館は、次の事業を行う。
(1)郷土の歴史資料及び文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいい、これらの資料を含む。)(以下「資料等」という。)を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。
(2)和泉市公文書の管理等に関する条例(令和6年和泉市条例第11号。以下「公文書管理条例」という。)第11条及び第12条の規定により、特定歴史公文書(公文書管理条例第2条第4号に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ。)を永久に保存し、及び一般の利用に供すること。
(3)郷土の歴史並びに資料等及び歴史公文書(公文書管理条例第2条第3号に規定する歴史公文書をいう。)を調査し、及び研究すること。
(4)前3号に掲げるもののほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が第1条に規定する目的を達成するために必要と認める事業

和泉市公文書の管理等に関する条例

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長、消防長並びに議会をいう。
(2)公文書 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。
(3)歴史公文書 歴史資料として重要な公文書をいう。
(4)特定歴史公文書 歴史公文書のうち、第8条第2項後段又は第4項の規定により保存されている公文書をいう。

(保存期間が満了した公文書の取扱い)

第8条 略
2 教育委員会以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書であっても、当該公文書が歴史公文書であるときは、前項の規定にかかわらず、これを教育委員会に移管しなければならない。この場合において、教育委員会は、当該移管された公文書を保存しなければならない。
3 略
4 教育委員会は、保存期間が満了した公文書であっても、当該公文書が歴史公文書であるときは、第1項の規定にかかわらず、これを引き続き保存しなければならない。
5 略

附則

4 この条例の施行の際現に実施機関が保存している公文書のうち永年保存文書については、30年の保存期間が設定されたものとみなす。この場合において、保存期間が既に30年を経過しているものについては、当該実施機関が引き続き公文書として保存する必要があると認めるものについては保存期間を令和7年3月31日まで延長したものとみなし、それ以外のものについては施行日の前日に保存期間が満了したものとみなす。

旧和泉市文書取扱規則

(廃棄等)
第21条 1～5 略
6 第1項又は第3項及び第4項の廃棄の手続を経た文書のうち、歴史又は文化に関する資料として重要と認められるものについては、第2項の規定にかかわらず、文化財所管部署に引き継ぐことができる。

和泉市情報公開条例

(情報提供施策の推進)
第18条 実施機関は、この条例に基づく情報の公開のほか、市民の市政への参加をより一層促進するため、積極的な広報活動を行うとともに、情報提供施策の推進に努めなければならない。